

小牧市告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、
道路の区域を次のように変更する。

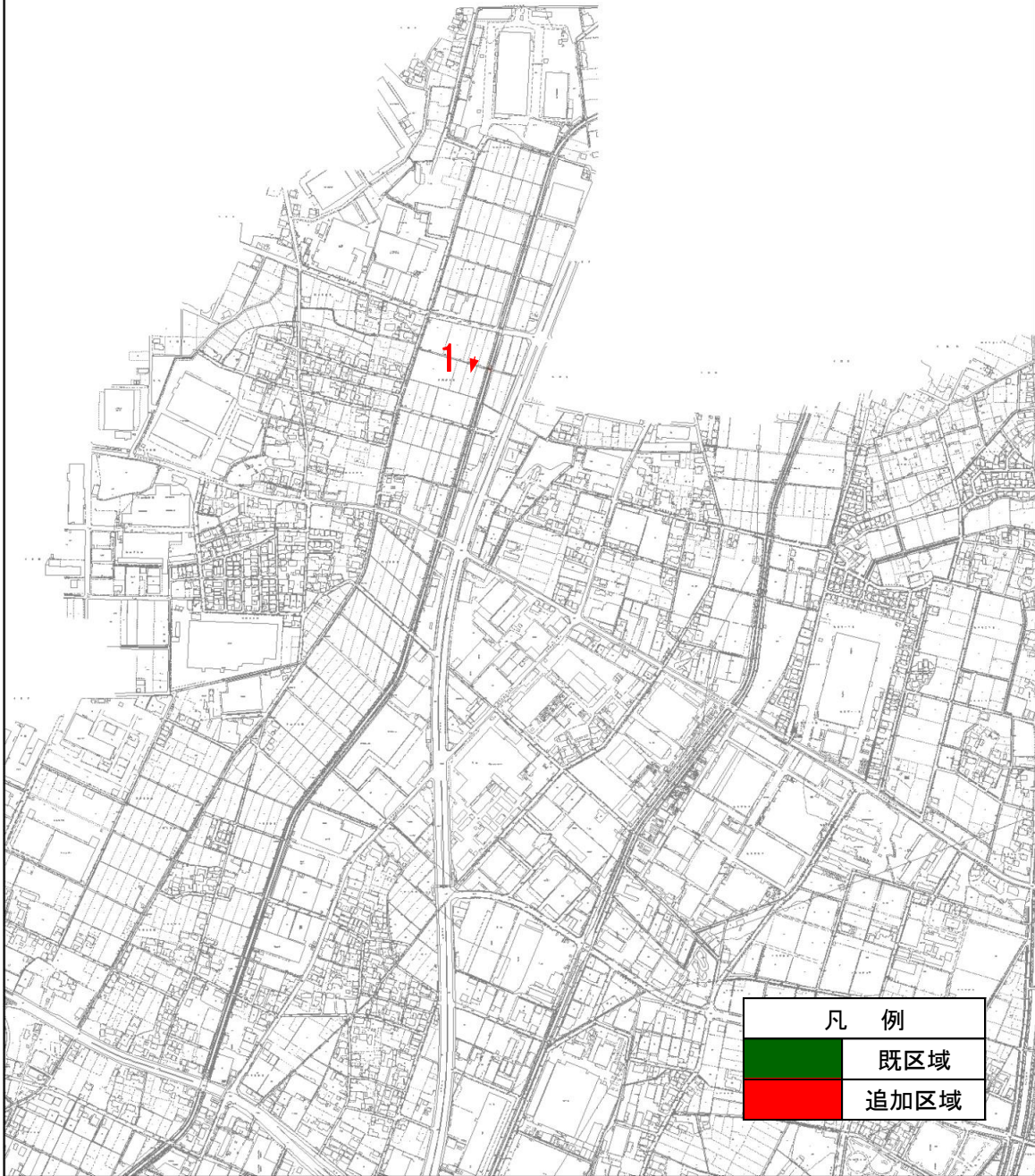
その関係図書は、告示の日から2週間小牧市建設部道路課において一般
の縦覧に供する。

令和8年3月30日

小牧市長 天 野 正 基

番号	路線番号	路線名	変更区間	旧 新	最小幅員	最大幅員	延長
					(m)	(m)	(m)
1	A006	境川右岸堤線	河内屋新田字東出782番4地先	旧	2.00	2.00	2.10
			河内屋新田字東出782番4地先	新	8.30	8.30	2.10
2	C053	藤島団地2号線	藤島一丁目72番地先	旧	7.70	7.80	6.50
			藤島一丁目72番地先	新	22.00	25.00	6.50

市道路線区域変更箇所図



市道路線区域変更箇所図



凡 例	
	既区域
	追加区域

市道路線区域変更箇所図



市道路線区域変更箇所図

